

# 公共工事代金債権信託に伴う債権譲渡の承諾に関する取扱要領

## 第1 債権譲渡の承諾に係る方針

### 1 目的

武蔵村山市（以下「市」という。）は、市と工事請負契約（以下「請負契約」という。）を締結している請負業者（以下「受注者」という。）に新たな資金調達の道を開くため、受注者が株式会社きらぼし銀行の公共工事代金債権信託を利用する場合において、工事請負契約書第5条第1項ただし書に基づき工事請負代金債権の譲渡を承諾することとし、承諾に関し必要な事項を次のとおり定めるものとする。

### 2 対象工事

債権譲渡を承諾できる対象工事は、以下の全てに該当するものとする。

(1) 請負金額が1,000万円以上の建設工事であること。

なお、契約変更により工事請負契約の請負金額が変更された場合は、債権譲渡の承諾申請を行った時点における変更後の請負金額が1,000万円以上であること。

(2) 武蔵村山市契約事務規則（昭和52年武蔵村山市規則第56号）第51条の規定に基づく前金払、同規則51条の2の規定に基づく中間前払金、同規則52条の規定に基づく部分払がなされている場合は、工事の進捗状況が、前金払、中間前払金、部分払相当割合を概ね超えていること。

(3) 以下に掲げる場合に該当していないこと。

ア 債権譲渡承諾依頼書の提出時点が、当該工事請負契約の履行期限まで2週間に満たない場合

イ 債権譲渡を認めることが不相当と判断される場合

ウ あらかじめ債権譲渡を禁止する旨の定めがあり、工事請負契約書第5条第1項ただし書を適用しない契約である場合

エ その他、受注者の施工能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適当な特別の事由がある場合

### 3 譲渡対象債権

譲渡対象となる債権は、当該請負工事が完成した場合における工事請負契約書第32条第1項に基づく工事代金債権であって、その範囲は、工事請負契約書第31条第2項の検査に合格し引き渡した既済部分に相応する請負代金から既に支払を受けた前払金、中間前払金、部分払金及び工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額の全額とする。ただし、工事請負契約が解除された場合においては、既済部分の検査に合格し引き渡した既済部分に相応する請負代金額から既に支払を受けた前払金、中間前払金、部分払金及び工事請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額を控除した額の全額とする。

### 4 受注者及び債権譲受人の条件

債権譲渡の承諾を申請する受注者及び債権譲受人が満たすべき条件は、以下のとおりとする。

(1) 受注者は、次の条件を全て満たしていること。

- ア 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。
- (ア) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者（以下「中小企業者」という。）であること。
  - (イ) 中小企業者以外のものであって、かつ、当該工事の履行に関し、中小企業者に対する支払計画があること。
- イ 次に掲げる事項のいずれの場合にも該当していないこと。
- (ア) 破産した場合
  - (イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをした場合
  - (ウ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく再生手続開始の申立てをした場合
  - (エ) 会社整理又は特別清算開始の場合
  - (オ) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
  - (カ) その他債務の弁済が不可能となった場合
- ウ 過去2年間、工事成績不良による指名停止措置を受けていないこと。
- (2) 債権譲受人は、次の者であること。
- 株式会社きらぼし銀行

## 第2 債権譲渡の承諾に係る事務手続

### 1 債権譲渡の承諾申請

受注者及び債権譲受人は、債権譲渡の承諾申請を行おうとする場合は、以下のとおり申請書類を市長に提出する。

- (1) 提出する申請書類は、次のとおりとする。
- ア 債権譲渡承諾依頼書（様式1） 3部
  - イ 公共工事代金債権信託契約書の写し 1部
  - ウ 下請負人に対する支払計画書（様式2） 1部
  - エ 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により当該保険会社又は保証会社の承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するもの 1部
- ※ 約款等の写しを添付の上、該当する条項を朱線等で明示しておくこと。
- (2) 申請書類の提出先は契約担当部署とし、当該工事の履行期限の2週間前までに受注者と債権譲受人が共同して持参すること（郵送等による提出は、認めない。）。ただし、共同して持参できない場合は、いずれかの委任状（様式3）を提出することにより、単独で提出することができる。
- (3) 受注者及び債権譲受人は、契約担当部署への書類の提出及び受理並びに工事現場への立入り等の際は、身分証明書を持参することとし、市から求められた場合は、速やかに提示すること。

### 2 債権譲渡の承諾手続

- (1) 契約担当は、以下のとおり手続を行う。
  - ア 契約担当は、速やかに債権譲渡の承諾のための決裁手続を行う。
  - イ 契約担当は、決裁終了後、債権譲渡承諾書（様式1裏面）3部に発注者印及び確定日付印を押印する。
  - ウ 契約担当は、発注者印及び確定日付印を押印した債権譲渡承諾書3部のうち、受注者と債権譲受人にそれぞれ1部ずつ交付する。
  - エ 契約担当は、債権譲渡承諾書の写しを起工担当部署に送付することにより、通知する。
  - オ 債権譲渡承諾書1部及びその他の申請書類等については、工事請負契約書の綴りに添付し、保管する。
- (2) 債権譲渡承諾書の交付は、債権譲渡承諾依頼書等の提出を受けた後、概ね2週間以内に行うものとする。

### 3 債権譲渡の不承諾

- (1) 契約担当が受注者が要件を満たさないものと確認した場合の不承諾の手続は、以下のとおりとする。
  - ア 申請書類を受理した契約担当は、速やかに債権譲渡を不承諾とする決裁手続を行う。なお、債権譲渡不承諾通知書には必ず不承諾とする理由を記入すること。
  - イ 契約担当は、決裁手続終了後、債権譲渡不承諾通知書3部に発注者印を押印する。
  - ウ 契約担当は、発注者印を押印した債権譲渡不承諾通知書3部のうち、受注者と債権譲受人に各々1部ずつを交付し、申請書類等を返却する。
  - エ 契約担当は、債権譲渡承諾書の写しを起工担当部署に送付することにより、通知する。
  - オ 債権譲渡不承諾通知書1部については、工事請負契約書の綴りに添付し、保管する。

### 4 請負代金の請求

- (1) 債権譲受人は、工事請負契約書に定められた検査等の所定の手続を経て、請負代金の額が確定した場合に限り、譲り受けた工事代金債権の範囲内で、市に対し支払を請求することができる。ただし、債権譲渡承諾後は、受注者は市に対し請負代金の請求をすることができない。
- (2) 債権譲受人は、請負契約に基づき確定した請負代金の支払を市に対し請求するときは、工事請負代金請求書（様式4）及び債権譲渡承諾書の写しを起工担当部署に提出するものとする。
- (3) 起工担当部署は、工事代金債権の金額を確認の上、請負代金の支払手続の際に工事代金債権の支払先を受注者から債権譲受人に変更し処理するものとする。

### 5 契約変更の場合の取扱

- (1) 受注者は、債権譲渡を承諾した後に契約変更により工事請負契約の請負金額が変更され、その結果、工事代金債権の額が変更された場合は、債権譲受人に契約変更の際に市に提出した承諾書の写しを提出するものとする。

- (2) 受注者及び債権譲受人は、連署により工事代金債権計算書（様式5）を作成の上、起工担当部署に持参又は郵送等の方法で提出するものとする。
- (3) 工事代金債権計算書の提出を受けた起工担当部署は、計算書の内容を工事請負契約書、債権譲渡承諾依頼書及び契約変更に伴う承諾書により確認するとともに、受注者の印と工事請負契約書の印が同一であるか確認し、誤りがない場合は受理する。なお、記載内容に誤りがある場合は、再提出するよう求めるものとする。

## 6 契約解除の場合の取扱

- (1) 債権譲渡を承諾した後に受注者の倒産等又はその他の理由により契約が解除された場合、契約担当は第一の3ただし書により算出した額を工事代金債権の額とし、債権譲受人に通知するものとする。
- (2) 債権譲受人は、工事代金債権計算書（様式6）を作成の上、起工担当部署に持参するものとする。この場合において、受注者の倒産等により、連署による工事代金債権計算書の作成が不可能な場合は、債権譲受人のみの記名押印でも可とする。
- (3) 工事代金債権計算書の提出を受けた起工担当部署は、計算書の内容を工事請負契約書、債権譲渡承諾依頼書及び契約変更に伴う承諾書等により確認し、記載に誤りがない場合は受理する。なお、記載内容に誤りがある場合は、再提出するよう求めるものとする。

## 7 出来高の確認

- (1) 債権譲受人は、信託契約に基づき工事の出来高を確認する場合には、事前に起工担当部署に連絡するものとする。
- (2) 債権譲受人から連絡を受けた起工担当部署は、工程に支障のない範囲内で工事現場への立入りを認めるものとする。
- (3) 債権譲受人は、工事現場に立ち入る際は、身分証明書を持参することとし、市から求められた場合は、速やかに提示するものとする。

## 8 競争入札における指名選定等に係る留意事項

発注者は、受注者が債権譲渡を申請したことをもって、競争入札における指名選定等において不利益な取扱いをすることがないように留意すること。

### 附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。